



ブロック塀等撤去費補助事業

過去に発生した大きな地震では、ブロック塀が倒れて、痛ましい事故が発生したり、倒れたブロック塀が道をふさいで、避難や消火活動の障害になったりしています。
しっかり確認して、ブロック塀の安全対策をしましょう！



©Kasugai City 2008

春のまち春日井「道風くん」

春日井市では、道路や公園などに面しており、一定以上の高さがあるコンクリートブロック塀等を取り壊す工事に
対して、補助金を交付します。

補助対象	公道等（道路や公園等）に面する高さ1メートル以上のブロック塀等（コンクリートブロック、コンクリートパネル、レンガ、石材等を用いた塀や門柱）を全て取り壊す工事 ただし、公道等と敷地地盤面の高さが異なる場合は、公道等からの高さが1メートル以上で、かつ、敷地地盤面からの高さが60センチメートルを超える必要があります。
対象者	補助対象となるブロック塀等の所有者又は管理者（法人も可）
補助金額	撤去、運搬及び処分する工事に要する費用と、撤去するブロック塀等の延長に1メートルあたりに1万円を乗じた額のいずれか少ない額の2分の1の額（1,000円未満の端数切捨て）
補助上限額	10万円

※補助金の申請には、市職員の現地確認が必要となります。申請までに、時間がかかる場合がありますので、お早めにご相談ください。

■お問合せ・お申込み先■



補助金の申請から交付までの流れ

現地確認申込（窓口・電話）

撤去を予定されているブロック塀等が補助対象となるかを現地にお伺いして確認するため、日程を調整させていただきます。（立会をお願いします。）
現地確認の申込は11月末まで受付しています。

現地確認

補助の要件に合致しているかを確認し、ブロック塀等の延長、高さ等を確認します。
その後、補助金交付申請書をお渡しし、申請書の提出期限もお伝えします。

撤去工事を検討

業者から見積をとるなど補助制度の内容に沿う工事の検討をしてください。

補助金交付申請書の提出

現地確認時にお伝えした提出期限内に補助金交付申請書と次の添付書類をご提出ください。

■添付書類■

- (1) 案内図（撤去するブロック塀の場所が分かるもの）
- (2) 撤去するブロック塀等の全景が分かる写真
- (3) 撤去費見積書の写し（事業者の記名及び押印のあるものに限る。）
- (4) 市税に滞納のない証明書（市内に住所があり、本市において市税の滞納のないことの確認が可能な場合で申請者の同意がある場合は不要）
- (5) 撤去後に、倒壊等による事故の発生のおそれのある垣、柵、塀等を同一敷地内の公道等に面する場所に新たに設けない旨を宣誓する書面
- (6) 同意書（申請者がブロック塀等の管理者で、所有者と異なる場合に限る。）
- (7) その他（工事の内容により追加書類を提出していただく場合があります。）

■補助金の代理受領が利用できます■

事業者の同意があれば、代理受領が利用できます。市から直接補助金を施工業者に支払うことで、申請される方の金銭的負担が軽減されます。

代理受領を利用される場合は、補助金受領委任払申請書を提出してください。



補助金交付決定

交付申請書を受付後、内容を審査し、問題がなければ、市から補助金の交付決定を通知します。

※補助金の交付の決定を受ける前には、工事の契約をしないでください。



工事契約の締結、工事の着手

補助金の交付決定後、工事契約を締結し工事に着手してください。



工事完了、実績報告書の提出

工事完了後30日以内又は令和8年2月末のいずれか早い日までに、実績報告書と次の添付書類をご提出ください。

■添付書類■

- (1) 撤去完了後の写真
- (2) 領収書の写し（事業者の発行したものに限る。）
- (3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票の写し又はこれに代わるもの
- (4) その他（工事の内容により追加書類を提出していただく場合があります。）

提出後、内容を審査し、問題がなければ、市から補助金の確定通知及び請求書を送付します。



補助金の請求

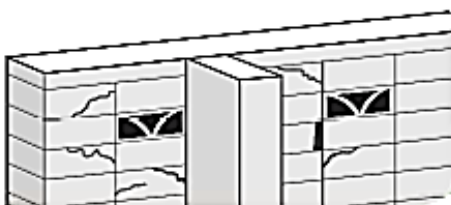
送付されてきた請求書に必要事項を記入し、提出してください。
通常、請求からお支払いまで1ヶ月程度かかります。

■お問合せ・お申込み先■

まちづくり推進部建築指導課 電話：85-6328

ブロック塀の自己点検をしてみましょう

☐ 亀裂、
目地わかれがある。



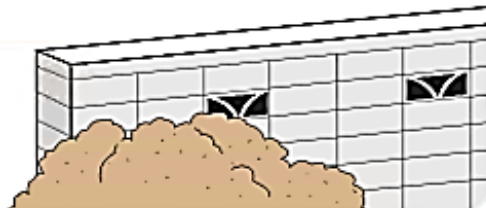
☐ ぐらつきがある。
※確認をする場合は、周囲に人がいないことを確認し、必ず前方へ押してください。



☐ 傾きがある。



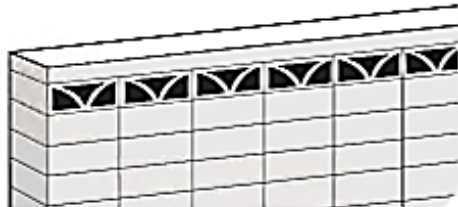
☐ コンクリートブロック部分
に土圧がかかっている。



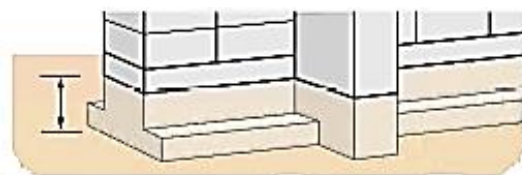
★ 高さが2mを超える。
(コンクリートブロックの厚さが15cm以上の
場合には、2.2mを超える塀)
★コンクリートブロック1個の高さは約20cm



★ すかしブロックが
連続で使用されている。



★ 基礎の根入れ (土に入っている部分)
の深さが30cm未満
である。



★ 控壁がない、または控壁
の間隔が3.4mを超える。
★控壁は壁面から塀の高さの1/5以上突出すること
★コンクリートブロック1個の長さは約40cm
※高さが1.2m以下の塀の場合には、控壁の規制は
受けません。



その他の石材、レンガ、コンクリートブロック(鉄筋の補強のないもの)などをモルタルで積み重ねた塀については、★の項目の該当はありませんが、次のような制限があります。

- 高さは1.2m以下とすること
- 壁の厚さは高さの1/10以上とすること
- 控壁は長さ4m以内ごとに設けること
- 基礎の根入れ深さは20cm以上とすること

上の項目以外にも
次のような場合には
注意が必要です。

ブロック塀の上に工作物が設けてある。
ブロック塀の下に擁壁(土留め)がある。
ブロック塀を造ってから20年以上経過している。

自己点検の結果、ひとつでもあてはまる場合は、
安全性に問題があります。
補助金を上手に使って、安全対策をしましょう!

